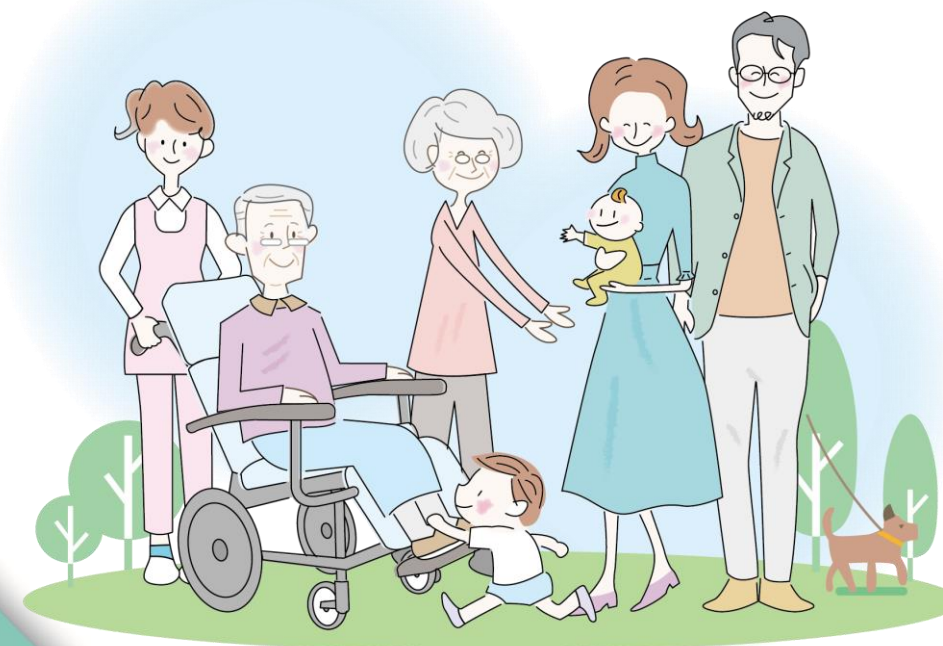




南浜中央病院 介護医療院のご案内

介護医療院が始まります。



詳しくは、下記までお問合せ下さい。

特定医療法人 松涛会
南浜中央病院 介護医療院

〒989-2425
宮城県岩沼市寺島字北新田111番地
TEL:0223-24-1861 FAX:0223-24-1892
<https://minamihama.or.jp/>

介護医療院とは、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。

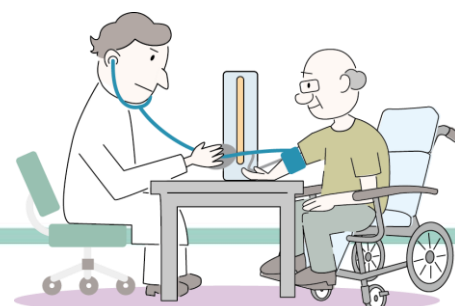
介護医療院の理念

「介護医療院」は「住まいと生活を医療が支える新たなモデル」として創設された施設であり、「利用者の尊厳の保持」と「自立支援」を理念に掲げ、「地域に貢献し地域に開かれた交流施設」として役割を担うことが期待されています。また、「看取り・ターミナル」を支えることも重要な役割となっています。



病院とは違うのでしょうか？

介護医療院は病院ではなく、長期療養を受けながら生活する施設ですが、医師や看護師の配置が義務付けられており、医療を提供することができます。



どのような設備がありますか？

療養室の定員は4人以下でパーテーションを設置する等、入所者のプライバシー空間に配慮し、長期療養にふさわしい施設となっています。また、食堂、レクリエーション・ルーム、機能訓練室などが設けられています。



利用料金はどのようになっていますか？

入所者の方の要介護度と施設のサービス内容により介護報酬上の単位が定められています。また、居住費・食費については相談員におたずね下さい。（低所得の方は負担軽減の対象となります。）

どのようなサービスが受けられるのですか？

日常生活に必要な医療処置や看護、介護、リハビリテーション等を提供し、入所者の方の能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援します。

最期までいられるのでしょうか？

看取りやターミナルの対応も介護医療院の機能の一つとなっています。ご要望があれば相談員におたずね下さい。

どのような人が利用できるのでしょうか？

要介護1～5の方であって、病院に入院するほどではないものの、例えば、喀痰吸引や経管栄養等の日常的・継続的な医学管理等の理由により、在宅や他の介護保険施設等で支えることが難しい方など。

